

収入 印紙	文書 番号	東道 第 号	印鑑 照合		代理権 査了	
	請 書					
年 月 日						
公益財団法人 東京都道路整備保全公社 理事長 殿						
住 所						
氏 名						
法人の場合は名 称及び代表者名						
印						
契 約 の 目 的						
履 行 場 所	仕様書のとおり					
契 約 金 額	¥ — (うち消費税及び 地方消費税の額 ¥ —)					
契 約 保 証 金						
履 行 期 限	年 月 日					
支 払 条 件	検査完了後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。					
支 払 遅 延 利 息	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところによる。					
上記の工事を請けるについては、次の事項に従い、誠実に履行します。						
1 履行期限内に本工事の完成を厳守すること。						
2 工事が完成し引渡しをするときは、貴職（検査員）の検査に合格しなければならないこと。						
3 工事の施行及び現場内の取締りに関しては、すべて貴職（監督員等）の指揮監督に従うこと。						
4 工事の使用材料は、貴職（検査員又は監督員）の検査を受け合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。						

- 5 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施行するときは、貴職（監督員）の立会いのもとに施行すること。
- 6 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は履行期限の延長の請求はできないこと。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。
 - (1) 9及び10以外の理由により、履行期限内に本工事が完成しないとき。
 - (2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。
- 8 7に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額100分の10に相当する違約金を支払うこと。
- 9 天災事変その他請負人の責に帰することができない理由によって、履行期限までに完成の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に貴職に履行期限の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、10に定める遅延違約金を支払うこと。
- 10 9以外の理由によって、履行期限内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金（履行期限の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の場合を除く。））を支払い、工事を完成させること。
- 11 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。